

令和3年度広島県高等学校等奨学金（修学奨学金） 奨学生募集のご案内

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

今回、年度当初の募集を実施しますので、奨学金の貸付を希望される方は、学校に申し出て、申請書類等の詳しい案内を受け取った上で、学校が定める期限までに申し込んでください。

1 修学奨学金の内容

(1) 貸付月額・期間

区分	自宅通学	自宅外通学	貸付利息	貸付時期	貸付期間
国公立	18,000円	23,000円	無利息	毎月	在学する学校の標準の 修業年限
私立	30,000円	35,000円			

(2) 償還

本奨学金は給付ではありません。将来必ず全額を返していただく必要があります。

（貸付終了後、6か月を経過したのち、貸付けを受けた奨学金の総額に応じた期間内（最長10年）で償還）

※ なお、大学等に進学した場合などは、申請により在学期間中の償還が猶予できる場合があります。

(3) 募集予定者数

150名程度

2 応募資格

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）に在学していること。

② 保護者等が広島県内に住所を有すること。

③ 経済的理由により修学が困難であること。

申請者の属する世帯の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

（例）給与収入 4人世帯 約665万円以下
給与以外所得 4人世帯 約291万円以下

④ 学習状況が良好であること。

⑤ 次の奨学金等を借り受けていないこと。

（ただし、併願は可能です。両方に決定した場合は、どちらかを選択してください。）

- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

※ 収入基準額は、家族構成等により異なります。（上記の収入金額は目安です。）

※ 全収入額には、非課税所得（児童扶養手当、年金〔遺族年金等含む〕、失業給付金等）も含まれます。

※ 高等専門学校に在学している方は、日本学生支援機構の奨学金にも対象となりますので、詳細は学校で確認してください。

3 申請の手続

申請手続は、学校を通じて行いますので、担任の先生や事務室等に申し出てください。

学校提出期限：令和3年5月24日（月）

4 その他

- 申請者が多い場合は、全ての要件を満たす場合であっても、決定されないことがあります。
- 7月上旬頃に貸付の可否を決定し、学校を通じて決定通知書を送付します。
- 毎年、収入等要件の確認を行い貸与の継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与を確約するものではありません。

Q. 募集は今回の1回だけですか？

A. 保護者の失職、破産、死亡等又は災害等により家計が急変し、学費の負担が困難と認められる場合などについては、上記の募集とは別に、随時申請を受け付けますので、学校に申し出てください。（緊急募集）
また、今回の募集で定員に満たなかった場合は、9月頃に再度募集を行うことがあります。（二次募集）

不明な点があれば、各学校又は広島県教育委員会教育支援推進課企画調整係（電話082-513-4996）へお問い合わせください。